

## (4) 収用委員会による審理

収用委員会は、起業者、土地所有者および関係人の意見を聴くために、審理を開きます。審理は、原則、公開されます。

審理の期日および場所は、土地所有者および関係人に書面で通知しますので、この審理にはぜひ出席し意見を述べてください。もし、欠席された場合、再度審理を開かないで終わることがありますので、ご注意ください。

なお、代理人が出席する場合は、委任状が必要です。

土地所有者または関係人が多数（概ね10人以上）の場合には、その中から3人以内で代表者を選定することができます。代表者を選定した場合、選定した人は、その代表者を通じてのみ、審理で意見を述べる等の行為をすることができます。

土地所有者または関係人が著しく多数の場合には、収用委員会から代表者を選定することを勧告することがあります。

審理は、会長または指名された委員が中心になって、おおむね次のことについて意見をお聴きします。

- 収用しようとする土地の区域
- 土地、物件の権利者
- 損失の補償
- 権利取得の時期、明渡しの期限

収用委員会は、審理や調査のために必要があると認めるときは、次のことができます。

- 起業者、土地所有者、関係人などに出頭を命じて審問し、意見書、資料の提出を命じること
- 鑑定人に鑑定させること
- 土地または物件について現地調査すること

### 意見書の提出・意見の陳述

原則として審理が終了する（結審）までの間に、次のような事項について、意見書を提出し審理において意見を述べることができます。

なお、意見を述べるときは、それを証明するような資料を併せて提出すればより効果的です。

- 縦覧期間内に提出した意見書に書かれた内容の説明
- 損失補償に関する事項（新たな意見でも結構です）
- 収用委員会から説明を求められたり、提出を命じられた事項

審理の公正かつ円滑な進行を図るため、意見の陳述が相当でない場合にはこれを制限したり、審理の進行を妨げる者に対しては、退場を命じることがあります。

収用委員会が裁決しようとする事項に関係がない事項（例えば、事業認定、事業計画に関する事項等）については、意見書に記載できず、また、審理で意見をのべることはできませんので、ご注意ください。

土地収用制度においては、損失の補償が最も利害に関わる事項であり、最大の争点となるものと考えられますので、特に理解し、認識されることが重要です。